

【解約通知】はウェブから行うことも可能です

【解約依頼書ご提出の際の注意事項】

契約書内の規定により解約手続きをお願いします。

解約依頼書が、弊社に到着した日が依頼日予告日となり、その時から解約予告となります。

月末解約の場合は、末日が解約日となります。

1 退去について

お客様より指定した退去日をもとに所有者あるいは新たな賃借人は入居可能時期等を決定しますので、退去日については、お客様の引越等のスケジュールをご考慮の上、無理のない月日をご記入ください。

退去日は、弊社が鍵をお預かりする日となりますので17時迄に完了するようにしてください。

解約日を過ぎた場合、契約規定により通常賃料の倍額をご負担戴く事となります。

○マンションの場合

駐車場・駐輪場は、ご自分で解約手続きを管理組合にお願いします。

解約規約は、管理組合により異なります。管理組合によりましては予告は1ヶ月以上前となる場合があります。

解約手続きをされず、退去された場合は解約までに掛かる費用と手数料をご負担戴きます。



2 諸料金の精算について

水道・ガス・電気・電話等の料金の精算等は、引越前に関係先に連絡の上、手続きを完了してください。

休止手続きを取らず退去された場合は休止までに掛かる費用と休止手数料1500円(消費税別)をご負担戴きます。

3 転居先の住所および連絡先の電話番号のご記入

ご退去後も物件の調査・鍵の引き渡し等の業務がございますので転居先の住所および連絡先の電話番号もご記入ください。

ご注意

お引渡前に状況確認と撮影を行っております。キズや残置物のチェックをしておりますが、お客様にて気になる個所は「ご入居のしおり」内にある入居通知にてお知らせください。

解約予告は1か月前迄が最短となりますので、余裕を持ってお知らせください。解約依頼書この巻末にございます。

ご退去の際にお客様の負担となる現状回復部分

階段の壁面や居室の壁面に家具をぶつけて、クロスを破損(引掻きキズ)へこみをつけた。

床フリーリングに引きずり傷、物を落としてしまい床にへこみをつけた。

カーペットのずれ防止をはがす際に表面まで剥がしてしまった。

はがす際に粘着の部分(ベタベタ)

工具による傷が残ってしまった(ポスト・表札同様)

ローラー式の椅子によるキズ

お客様に破損・汚損の記憶が無い場合も、鍵受領から返還まではお客様の責任となってまいります。

ご注意

ケーブルテレビ使用の際は、元あるアンテナに配線に戻すようケーブル会社に必ず伝えてください。未配線のままですとお客様の過失となりお客様に設置料負担を戴く事になります。

用紙のFAXか「賃貸ダーウィン」から【解約通知】を行うことが可能です